明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令（財務一）　一
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇）　四
〔告示〕
○農薬を登録した件（農林水産二二四～二二七）　八
○農薬を再登録した件（同二二八）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　八

省令

○財務省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年一月二十四日

財務大臣　野田　佳彦

民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令

民間給与実態統計調査規則（昭和三十年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の七号を加える。

四　日本工業規格X六二八二に適合する情報交換用一二〇ミリメートル追記型光ディスク

五　日本工業規格X六二八三に適合する情報交換用一二〇ミリメートルリライタブル光ディスク

六　日本工業規格X六二四六に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）ディーブイディー書換形ディスク

七　日本工業規格X六二四八に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーリレコーダブルディスク

八　日本工業規格X六二四九に適合する八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）及び一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）ディーブイディーレコーダブルディスク

九　日本工業規格X六二五〇に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールダブリュフォーマット光ディスク（四倍速まで）

十　日本工業規格X六二五一に適合する一二〇ミリメートル（四・七ギガバイト／面）及び八十ミリメートル（一・四六ギガバイト／面）プラスアールフォーマット光ディスク（十六倍速まで）

第八条に次の一項を加える。

3　前二項の規定にかかわらず、第九条第二項の規定により国税庁長官が民間給与実態調査の調査票の回収及び審査に係る事務を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結する場合にあっては、調査対象源泉徴収義務者は、第五条に掲げる事項について記入した調査票を、翌年二月末日までに当該民間事業者に提出することにより前条に規定する報告を行うものとし、当該民間事業者は、当該調査票を審査し、国税庁長官の定める期日までに提出しなければならない。

第八条の三第一項第一号中「X〇六〇五」の下に「、X〇六〇六、X六二三五、X六二三六又はX六二三七」を加える。

第八条の四の見出し中「はり付ける」を「添付する」に改め、同条第一項中「日本工業規格X六二三、X六二七五又はX六二七七に規定するラベル領域に、」を削り、「等には、」の下に「調査対象源泉徴収義務者名を記載した書面をはり付け、」を加え、「はり付け」を「添付し」に改める。

第九条に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、前項に掲げる事務の全部又は一部を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結することができる。

別紙様式第一号及び第二号を次のように改める。